

第7章

スポーツ立国の実現

第7章 総論

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有するとともに、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うものです。これらの役割などを考慮し、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指すことが重要です。

平成23年6月には、50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され、「スポーツ基本法」が制定されました。同法においては、スポーツを取り巻く現代的課題を考慮し、スポーツに関する基本理念が示されるとともに、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文部科学大臣が基本的な計画（「スポーツ基本計画」）を定めることと規定されました。

この規定に基づき、平成24年3月に文部科学省は、今後10年間の基本方針と5年間に実施する施策について示した「スポーツ基本計画」を策定しました。今後は、同計画に基づきスポーツの推進に関する施策に総合的に取り組むことになりました（参照：第2部第7章第1節）。

現在、同計画に基づき、以下のような取組を行っています。

- 子供のスポーツ機会の充実のため、①「全国体力・運動能力等調査」等による検証を行いつつ、②幼児期からの子供の体力向上方策の推進、③学校体育の充実、武道の安全かつ円滑な実施のための取組、④運動部活動の活性化等の取組を実施しています（参照：第2部第7章第2節）。
- ライフステージに応じたスポーツ活動の推進や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備のため、①若者のスポーツ実態の調査分析、高齢者のスポーツ参加機会の拡充、健常者と障害者が一体となってスポーツ・レクリエーション活動を行うための実践研究等、国民のスポーツ参加を促進する様々な取組、②総合型地域スポーツクラブを中心とした地域スポーツ環境の整備等を実施しています（参照：第2部第7章第3節）。
- 国際競技力の向上に向けた人材の養成や国際交流・貢献の推進等のため、①一貫指導システムの構築や女性のライフサイクルに着目した調査研究などの実施によるトップアスリートの強化活動の充実、②国立スポーツ科学センターやナショナルトレーニングセンターの整備によるトップアスリートのための強化・研究活動などの拠点構築、③2020年オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会東京招致をはじめとした国際・国内競技大会の招致・開催に対する支援、④トップアスリートが安心してスポーツに取り組める環境の整備等を実施しています（参照：第2部第7章第4節）。
- スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上のため、①スポーツ団体のガバナンス強化、②スポーツ紛争の迅速・円滑な解決支援、③ドーピング防止に向けた取組を実施しています（参照：第2部第7章第5節）。
- スポーツ界における人材の好循環を実現する体制を整備するため、トップアスリートなどの優れた人材を活用し、地域スポーツクラブや学校の体育・運動部活動における巡回指導などを実施しています（参照：第2部第7章第6節）。

第1節 「スポーツ基本計画」の推進

平成23年6月に制定された「スポーツ基本法」に基づき、24年3月、文部科学省は「スポーツ基本計画」を策定しました。同計画は、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指し、今後10年間の基本方針と5年間に実施する施策を示しています。

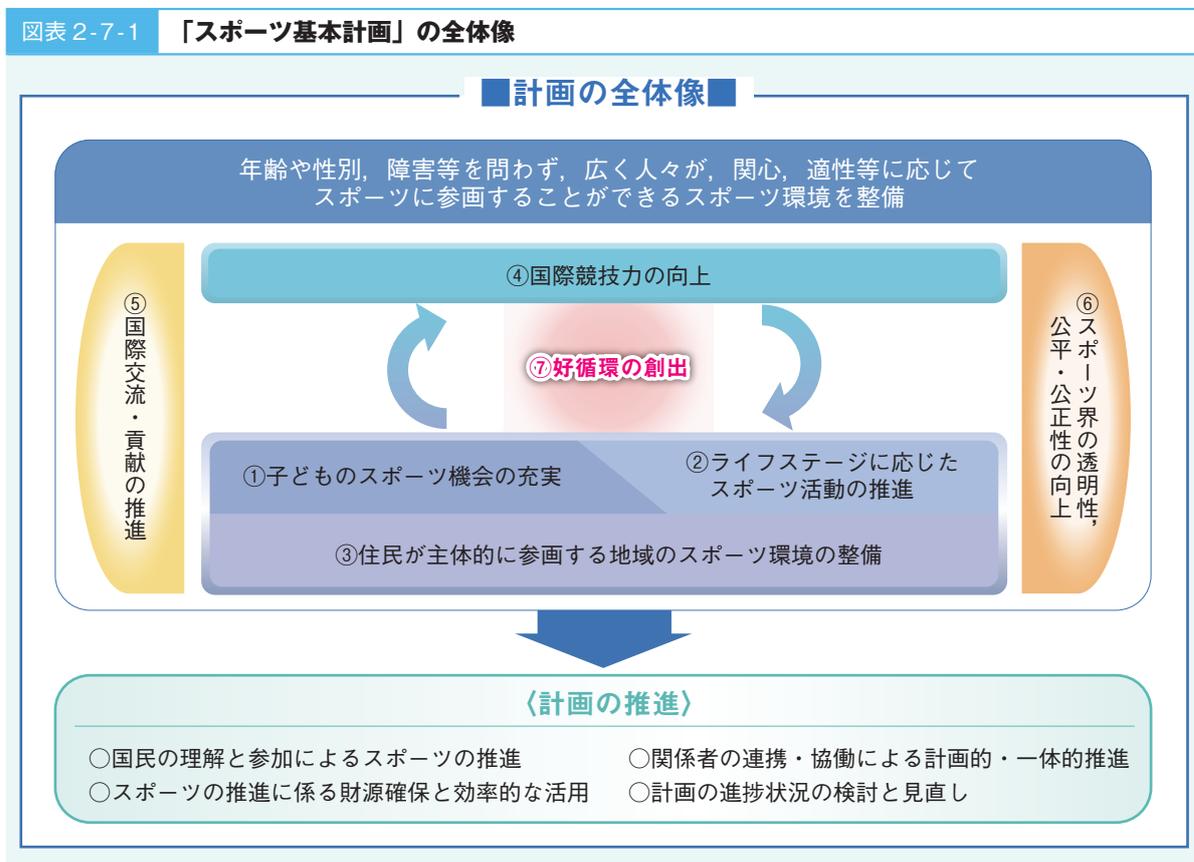
同計画では、政策課題として、①子どものスポーツ機会の充実、②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備、④国際競技力の向上、⑤オリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進、⑥ドーピング防止やスポーツ仲裁の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上、⑦スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進、の七つを掲げています(図表2-7-1)。そして、これらの政策課題ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組み、スポーツ立国の実現を目指すこととしています。

同計画を実施し、スポーツ立国を実現させていくためには、計画の進捗状況について計画期間中に不断の検証を行い必要な施策を講じるとともに、検証の結果を次期計画策定時の改善に着実に反映させることが重要です。

このため、計画では、未達成の場合に設定目標の当否を含めその原因を客観的に検証するとともに、計画内容の見直しに当たっては、内外の社会情勢やスポーツ界の変化を踏まえ、着実かつ効果的な改善方を検討することとしています。

また、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価することを可能とする評価方法や指標等の開発を図ります。その際、国民の参加によるスポーツの推進の観点から、国民に分かりやすく説明できるように工夫することとしています。

図表 2-7-1 「スポーツ基本計画」の全体像



スポーツ振興くじとスポーツ振興基金

国費では行き届き難いスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興くじとスポーツ振興基金です。

(1) スポーツ振興くじ (toto)

スポーツ振興くじは、Jリーグの試合の結果（勝敗・得点）を対象とするくじの収益により、地方公共団体・スポーツ団体が行う地域スポーツの振興や環境整備などの事業に助成する制度です。豊かなスポーツ環境づくりのための財源確保を目的として超党派の「スポーツ議員連盟」により提案され、平成10年5月に



スポーツ振興くじ助成を受けて整備された芝生
(提供：日本スポーツ振興センター)



地域スポーツ活動の様子
(提供：日本スポーツ振興センター)

議員立法として成立した「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」により創設されました。

スポーツ振興くじの収益は、3分の1が地方公共団体などへ、3分の1がスポーツ団体へ助成金として支給され、グラウンドの芝生化や地域のスポーツ施設整備、地域でのスポーツ教室の開催など、主として誰もが身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備するための事業に充てられています。残りの3分の1は国庫に納付され、教育・文化の振興等に充てられます。

スポーツ振興くじの全国販売は平成13年3月から始まり、14年度からその収益を活用して様々なスポーツ活動への助成が開始されました。その後、売上げが落ち込んだ時期もありましたが、高額当せんくじ「BIG」発売などの取組により、20年度には過去最高の897億円を売り上げるなど回復を見せています。24年度は、以下の事業に対し、約179億円の助成を行いました。

平成24年度スポーツ振興くじ助成金配分額

助成区分	件数 (件)	助成額
大規模スポーツ施設整備助成	9	16億4,795万円
地域スポーツ施設整備助成	273	62億7,613万円
総合型地域スポーツクラブ活動助成	1,513	36億4,874万円
地方公共団体スポーツ活動助成	187	6億0,874万円
将来性を有する選手の発掘及び育成活動助成	62	11億2,328万円
スポーツ団体スポーツ活動助成	767	28億6,927万円
国際競技大会開催助成	8	3億8,104万円
東日本大震災復旧・復興支援助成	259	9億8,165万円
2020オリンピック・パラリンピック競技大会招致活動支援助成	3	3億6,100万円
合計	3,081	178億9,779万円

(2) スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、平成2年に開催されたアジア競技大会における不振などを受け、我が国の競技水準の向上に向けた機運が高まる中、スポーツ関係者、経済界など民間各界からの要請と資金拠出の表明を受けて設立されました。

政府出資金250億円と、民間からの寄附金約45億円の合計約295億円を原資に、その運用益等を財源として、トップアスリートの強化事業などに対する助成が行われています。平成24年度は、以下の事業に対し、約13億円の助成を行いました。

平成24年度スポーツ振興基金助成金配分額

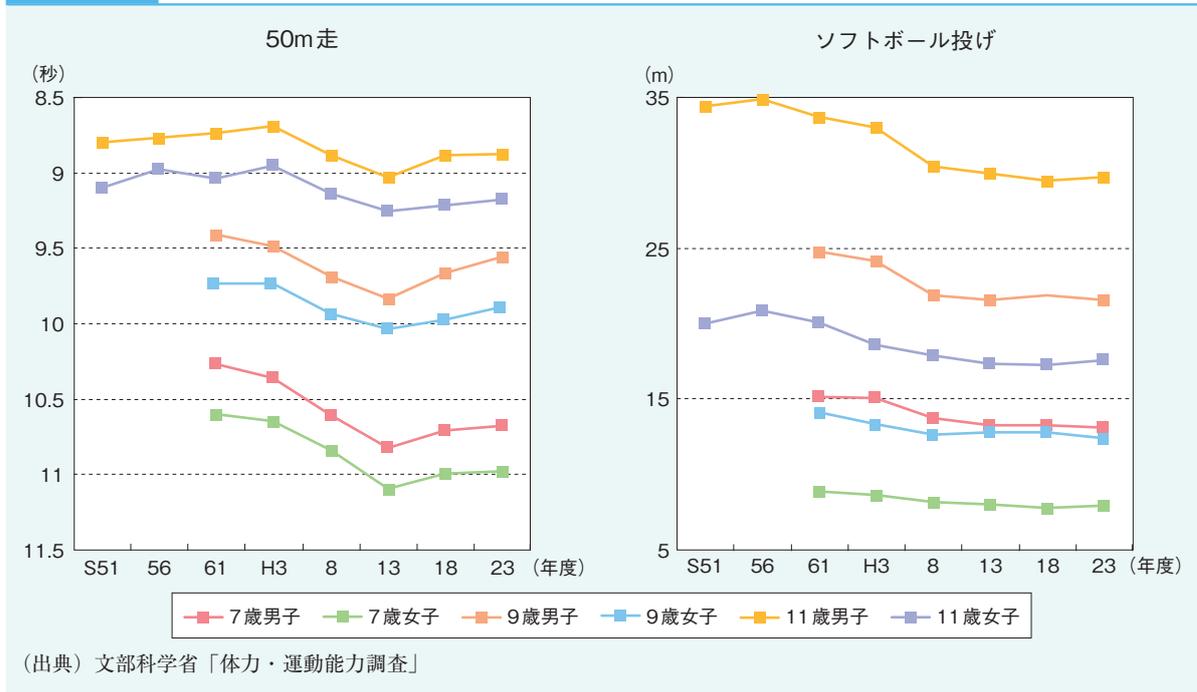
助成活動名	件数 (件)	助成額
スポーツ団体選手強化活動助成	41	3億9,527万円
スポーツ団体大会開催助成	121	3億0,473万円
選手・指導者スポーツ活動助成 (※)	656	6億4,015万円
合計	818	13億4,015万円

※スポーツ振興くじの収益からの充当。

1 子供の体力の現状と課題

人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために体力は必要不可欠なものです。しかしながら、子供の基礎的運動能力は昭和60年頃をピークとして長期的に低下傾向にありました。このため、文部科学省では、子供の体力の重要性に関する普及啓発や、運動やスポーツに親しむ機会の提供などの取組を行ってきました。その結果、子供の体力は横ばい又は向上傾向を示し、長期的低下傾向に歯止めがかかるなど、一定の成果が見られています。しかし、60年頃に比べると、依然として低い水準にとどまっています（図表2-7-2）。

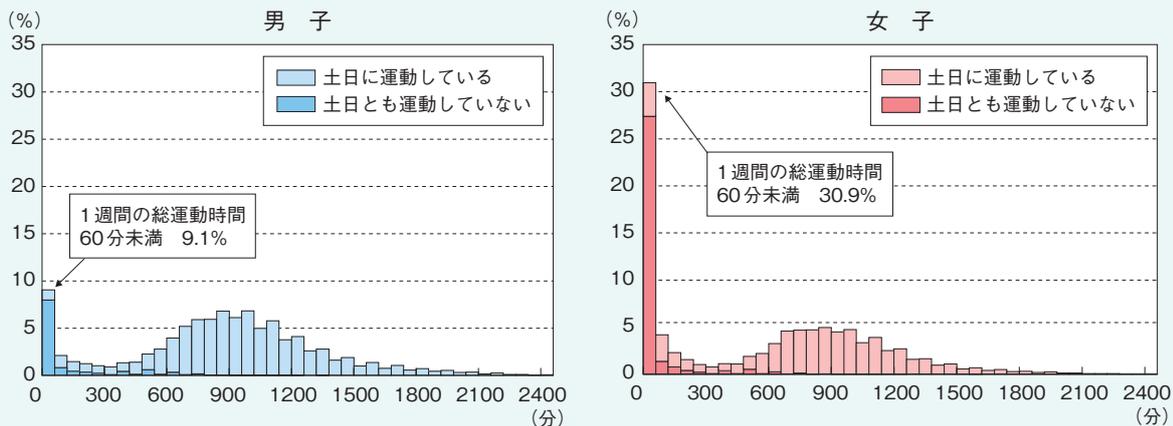
図表2-7-2 子供の体力・運動能力の年次推移



近年では、運動をする子供とそうでない子供の二極化傾向が見られます。特に中学校女子においては、1週間の総運動時間（体育の授業を除く）が60分未満の生徒が全体の3割を超えるなど、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成が十分に図られていないことが懸念されています（図表2-7-3）。

こうした状況を受け、文部科学省では平成24年3月に取りまとめられた「幼児期運動指針」を踏まえて幼児期からの運動促進を図るとともに、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に基づいた子供の体力向上に向けた取組や親子で運動を体験する機会を設けるなど、学校・家庭・地域が一体となった体力向上の取組を推進しています。

図表 2-7-3 1週間の総運動時間の分布



(出典) 文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成24年度)

2 学校における体育・運動部活動の充実

(1) 学習指導要領の改訂による学校体育の充実

現在の学習指導要領では、小・中学校の体育科・保健体育科の年間標準授業時数が改訂前の90時間から105時間に増加しました(小学校第5, 第6学年は90時間)。

指導内容については、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育てることや体力の向上を図ることを狙いとして、小学校から高等学校までを見通して、指導内容の系統化や明確化を図りました。これにより、小学校低学年から体づくり運動が実施され、中学校では改訂前は選択であった武道・ダンスが必修となりました(図表2-7-4)。

また、中学校・高等学校学習指導要領総則に部活動について新たに規定し、その意義、教育課程との関連、運営上の工夫を行うなどの配慮事項について示しています。

図表 2-7-4 学習指導要領での体育の分野の指導内容の体系化



※小学校は平成23年度全面実施、中学校は24年度全面実施、高等学校は25年度から年次進行

(2) 武道の安全かつ円滑な実施のための取組

文部科学省では、平成24年度から中学校で必修となった武道の授業を安全かつ円滑に実施するため、「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」(平成24年3月9日、文部科学省スポーツ・青少年局長通知)により、教育委員会及び学校に対して24年度の柔道の授業の開始前に各学校の指導体制を確認し、より安全に指導できる体制となるよう求めました。さらに、「柔道の授業の安全な実施に向けて」(平成24年3月)を作成、各学校に配布し、柔道の授業に取り組む学校関係者の安全管理のために留意する事項等について示しました。また、同年7月には学校の指導体制の状況等について都道府県教育委員会等の担当者との情報交換を実施しました。一定の指導歴や研修歴を持った指導者の確保のために、教員研修センターとともに研修を実施するとともに、各地域や関係団体による研修等の取組の支援を行っています。また、各地域での中学校武道場の整備、用具等の整備の支援を行っています。

(3) 運動部活動の支援

運動部活動は、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。

近年、運動部活動においては、教員数の減少による練習・引率等の負担が増加していること、生徒の指導に対するニーズが高度で専門的になっていることなどによる指導者不足が課題となっています。また、種目によっては女子の参加が困難な競技もあるなど、参加機会の充実が求められています。

このため、文部科学省では、地域のスポーツ指導者の活用等の在り方や、より多くの生徒に運動部活動への参加機会を確保するための地域と連携した新たな形態や運営等の在り方についての実践研究を実施しています。

一方、平成24年度には、運動部活動の顧問から体罰を受けた生徒が自殺するとの大変痛ましい事案が発生しました。体罰は学校教育法第11条で禁止されている、決して許されない行為です。運動部活動においても、体罰を厳しい指導として正当化することは誤った認識です。文部科学省では、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(平成25年3月13日、文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)において、この趣旨を改めて周知徹底するとともに、運動部活動の指導に当たっての一定の考え方を示しました。また、25年度においては、子供の自発的行動を促す「運動部活動での指導のガイドライン」を策定するなど、体罰の根絶に努めているところです(参照：第1部特集2第1節②)。

第3節

住民が主体的に参画する地域のスポーツ活動の充実

1 年齢や性別、障害等を問わないライフステージに応じたスポーツ活動の推進

成人の週1回以上のスポーツ実施率は、平成21年度時点で45.3%まで上昇しています(図表2-7-5)。一方、これを世代別に見ると、20代男性や30代女性で特に実施率が低いことが分かります(図表2-7-6)。また、70歳以上については、週1回以上のスポーツ実施率が5割を超える一方、1年間に「運動・スポーツはしなかった」と回答した人が39.9%と、加齢とともに二極化が進む傾向が見

られます。

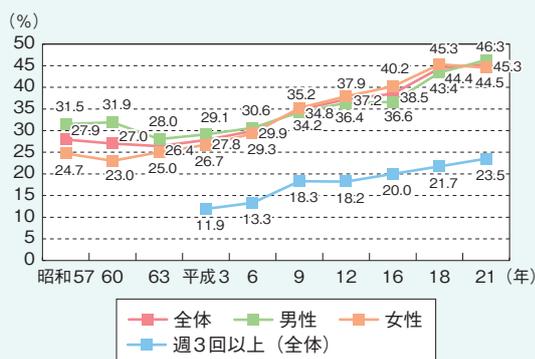
そこで、文部科学省では、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、各世代のスポーツ参加を促進する様々な取組を行っています。スポーツ実施率の低い20代、30代の若者については、スポーツ活動の実態等に関するきめ細かい調査に基づき、仕事や子育てに忙しい等の事情を踏まえつつ、多様なライフスタイルに沿ってスポーツ参加を促進する方策を検討しました。そして、スポーツとスポーツ以外の活動を組み合わせることにより、若者が参加しやすく、かつ街づくりやにぎわいの創出等にもつながるような支援策を取りまとめました。高齢者については、生活基盤の比重が仕事中心から地域社会へ大きく移行する団塊の世代をはじめとする年齢層が、それぞれの嗜好や健康状態に応じて無理なく継続できる運動・スポーツプログラムを普及啓発するとともに、そのプログラムを継続的に実施するための方策等について調査研究を実施しています。

また、障害者のスポーツ活動については、平成23年6月に「スポーツ基本法」が成立し、その基本理念に障害のある人のスポーツを推進することが明記されました。同法の規定に基づいて24年3月に策定された「スポーツ基本計画」の中でも、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題としています。これを踏まえ、文部科学省では24年度から、障害者と健常者が地域において一体となってスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるようにするための実践研究を行うとともに、地域におけるスポーツ・レクリエーション環境の実態を把握する調査等を実施しています。

さらに、文部科学省では、国民が各自の興味・関心に応じてスポーツに親しみ、日常生活の中にスポーツが定着することを目的として、「体育の日」を中心とした体力テストや各種スポーツ行事を実施したり、毎年10月を「体力づくり強調月間」として、広く国民に健康・体力づくりの重要性を呼びかけるなどの運動を展開しています。

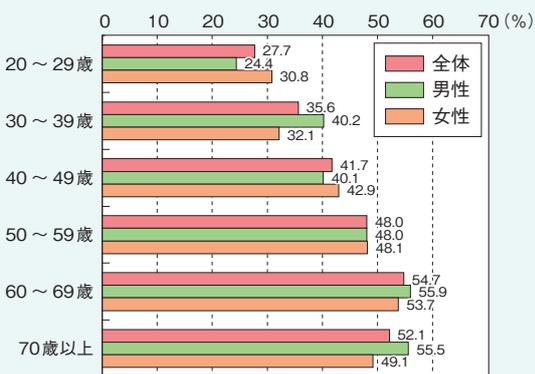
あわせて、多年にわたり地域や職場において、スポーツの振興に功績のあった人や団体に対し、その功績をたたえるため、生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体として文部科学大臣が表彰を行っています。

図表 2-7-5 成人の週1回以上運動・スポーツを行った者の割合



(出典) 内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく文部科学省推計

図表 2-7-6 世代別の週1回以上のスポーツ実施率



(出典) 内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」(平成21年9月)に基づく文部科学省推計

2 総合型地域スポーツクラブを中心とした地域スポーツ環境の整備

(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)は、地域住民が自主的・主体的に運営し、身近な学校や公共施設などを拠点として日常的に活動する地域密着型のスポーツクラブです。生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子供のスポーツ活動の場の提供、家族の触れ合い、世代間交流による

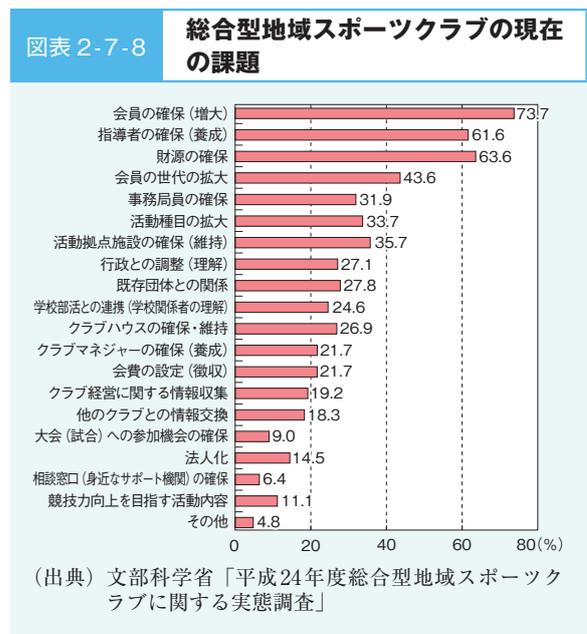
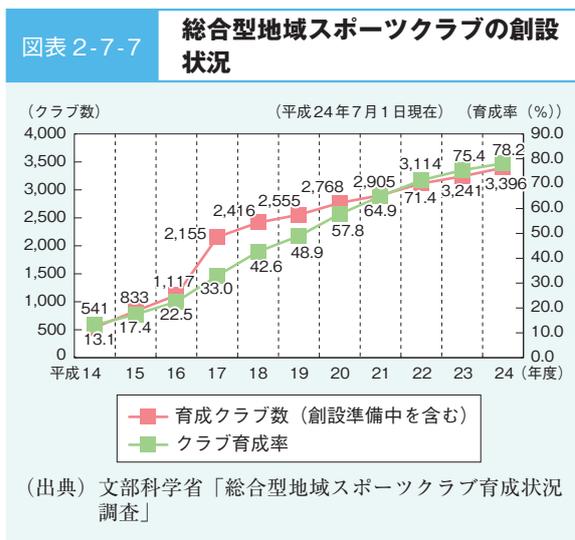
青少年の健全育成，地域住民の健康維持・増進などの多様な効果も期待されています。

また，総合型クラブは様々なスポーツ活動の場を創出することはもとより，地域スポーツ活動を通して，地域の絆や結び付きを再発見するなど，コミュニティの核となることも期待されています。

文部科学省では，総合型クラブの創設を支援するクラブ育成アドバイザーによる巡回指導や設立事例の情報提供などにより総合型クラブの創設及びその全国展開を支援してきました。こうした取組の効果もあり，全国の総合型クラブの数は平成24年度には3,396クラブとなっており，クラブ創設率（全市区町村数に対する総合型クラブが創設されている市区町村数の割合）は，24年度には78.2%に達しています（**図表 2-7-7**）。

一方で，「平成24年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」によれば，総合型クラブの現在の課題として，「会員の確保」や「財源の確保」，「指導者の確保」が挙げられています（**図表 2-7-8**）。

会員を確保し，会費収入を拡充していくためには，総合型クラブにおいて，地域住民のニーズを踏まえた多様で質の高い魅力あるプログラムを提供していくことが鍵と考えられます。このため，文部科学省では，総合型クラブのうち，充実した活動基盤を持つ拠点となるクラブ，いわゆる「拠点クラブ」にトップアスリートなどの優れた指導者を配置するとともに，周辺の複数の総合型クラブやスポーツ少年団，小学校などを対象に巡回指導を実施するなど，総合型クラブにおいて魅力あるスポーツサービスを提供するための体制の整備に取り組んでいます。



(2) 身近なスポーツ活動の場の確保・充実

文部科学省では，総合型クラブの活動場所をはじめ，地域住民がスポーツに身近に親しみ，交流する場を確保するため，身近なスポーツ活動の場の確保に取り組んでいます。

我が国の体育・スポーツ施設数は，ピークであった昭和60年度に比べて，平成20年度には約7万か所が減少しています。

他方，スポーツ活動を行わなかった理由として，場所や施設の不足を挙げる割合が，昭和60年度から平成21年度の間には2倍以上に増加しており，身近なスポーツ活動の場である体育・スポーツ施設の減少が国民のスポーツ活動にマイナスの影響を与えている様子がうかがえます（**図表 2-7-9**）。

こうした体育・スポーツ施設の減少への対応としては，最も身近なスポーツ活動の場である学校体育・スポーツ施設を，地域住民にこれまで以上に有効に活用してもらうことが具体的な方策の一つと